



SUITA ESAKA ROTARY CLUB

CLUB WEEKLY BULLETIN

創立年月日 / 1990.2.27
事務所 / 〒564-0063 吹田市江坂町1丁目23番101号(大同生命江坂ビル12F)
TEL06(6821)0222 FAX06(6821)0206 E-mail:esaka-rc@lake.ocn.ne.jp

例会場 / 新大阪江坂 東急イン・3F 〒564-0051 吹田市豊津町9番6号 TEL06(6338)0109 例会日 / 毎週火曜日 12:30~13:30
会長:八橋 志夫 幹事:木元 良三 会報委員長:飛田 昭男

◇ 2009年2月3日 第893回例会(第892号) ◇

◎ 本日の例会 ◎

【今週の歌】 「我等の生業」

【卓話】 「ずっとおいしく食べるために」

水谷 善博 会員

「旅のはなし」

西本 健二 会員

◎ 次回例会のお知らせ(2月10日) ◎

【卓話】 「ロータリーソング勉強会」

栢本 淑子 会員

前回〔1月27日〕例会記録

来客

吉田 弘孝 君 (豊中南)

宮脇 一彦 君 (吹田)

会長の時間 八橋 会長

当クラブの最近の活動を少し説明致したいと思います。

まず昨夜は事務局において夕刻6時から7時過ぎまで会員増強の会議がありました。田中茂晴広報委員長、大井清会員増強担当、そして各グループ長である、長島会員、速見会員、内田会員、東会員、木元幹事の出席のもと、会員増強の議論がなされました。本当に各人の方々が真剣にお考え頂き、大変感動致しました。なんとか増強につなげたいと思います。ご協力を御願い致します。

そして2月4日(水曜日)には吹田市立江坂大池小学校で出前授業が予定されています。渡邊眞奉仕活動委員長、杉本全司職業奉仕担当のご尽力により

出席報告 延 会員

【1月27日】

在籍会員 40名 (内出席規定適用免除者 9名)

出席会員 33名 (内出席規定適用免除者 5名)

ホームクラブ出席率 91.67%

12月16日のMUを含む出席率 85.71%

6年生2クラス69名を対象に、3時限目の10時35分から11時30分で行う予定です。講師としまして渡辺忠雄会員による「香りについて」説明の後、香り付けの実演を予定されているようです。普段学校では出来ない新鮮な授業になり、生徒も真剣に参加されるものと思います。そして林白玫瑰山奨学生のお話が予定されているようです。

このような出前授業から知識の向上と、ロータリークラブを知ってもらい、未来のロータリアンになってくれることを期待します。

余談ですが、カーネルおじさん(ケンタッキー・フライド・チキン)の立像は等身大に近い大きなものですが、その襟元にはロータリーバッジがついているようです。もちろんロータリアンで、ロータリーをこよなく愛したようです。

幹事報告 木元 幹事

◎ IM登録時間のご案内

日程: 2月28日(土)

登録受付 13:30~

開会 14:10 閉会 16:40

会場: ホテル阪急エキスポパーク

先に配布致しましたチラシには開始時間が午後2時となっていますが、登録は1時半開始。お茶席や音楽生演奏にて皆様をお迎えする予定のことです。

多数ご出席賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

ニコニコ箱

東 会 員 誕生日のお祝いありがとうございました。

今 村 会 員 本年もよろしく。

米 谷 会 員 妻の誕生日お祝いありがとうございました。

成 松 会 員 前回はお話する機会を頂きありがとうございました。

西 山 会 員 本日の卓話をよろしく願い致します。

大 井 会 員 会員増強よろしくお祈りします。

庄 瀬 会 員 前回欠席のおわび。

飛 田 会 員 先日25日で60ウンサイになりました。

和 田 会 員 20周年記念おめでとう。

渡辺(忠)会員 連続欠席と本日早退のお詫び。

本日分 48,140円

累 計 817,140円

奉仕活動委員会

杉 本 副委員長
(職業奉仕担当)

出前授業のお知らせ

日時：2月4日(水) 3時限目 10:45~11:30

場所：吹田市立江坂大池小学校 多目的教室

対象：6年生 2クラス69名

講師：渡辺忠雄会員

林白玫米山奨学生

卓 話

「経営承継について」 西山俊明 会員

I. 今、経営承継が問題となるのか。

1. 中小企業の経営者の高齢化、後継者不在、相続紛争の顕在。

① 現在の中小企業の社長の平均年齢は57歳、経営者自身の引退予想年齢の平均は67歳。高度成長の始まりから社長に就任。今後10年程度の間に引退により交代する。

② 後継者は経営者の息子が一般的であったが(20年前では80%)、今では40%に低下している。自分の代で廃業を検討している中小企業の経営者の24.4%が後継者不足を挙げている。

③ 中小企業経営者の個人資産の大半が自社株式や事業用資産であるため、後継者に自社株式を承継させようとすると、後継者とそれ以外の相続人との間で相続紛争が発生

2. 雇用を維持し、中小企業の持つ貴重な技術力

やノウハウの散逸を防ぐ必要がある。

II. 同族会社の強み・弱み、後継予定者の適性と親族が承継する場合

1. 同族会社の主な強み

- ① 経営者としての意気込みが強く、経営者の在籍期間も長く、長期的な観点から判断する。
- ② 権限が経営者に集中していることから、意思決定が早く、求心力が強固である。

2. 同族会社の主な弱み

- ① 創業者の力量の継続には限度があり、後を継いだ親族が後継者となっても、厳しい選別を経たものではないので適任者とは限らない。
- ② 資金の調達力は創業者の資財・信用等に依存している。また、人材も限られている。

3. 後継者の適性

- ① 後継予定者本人の意思の確認
- ② 後継予定者のキャリア、能力、人柄、意欲、価値観等の評価

4. 親族(息子)が後継者となった場合の対応

- ① 一社員として現場で汗を流させること
最初から役員として登用せず、まず一社員として他の社員と同様に現場で働かせる。
- ② 関係者の合意を得ること
後継者候補以外の子供や親族、役員、従業員などの合意を得ておく。取引先や金融機関等に経営承継計画書を公表して理解をえる。
- ③ 後継者教育はOJTで行う
経営者としての仕事、例えば経営計画の確定や資金繰り、銀行・取引先との交渉・付き合い等をOJTで教育します。
- ④ 権限の移譲は徐々に行うこと
経営者としての仕事を少しずつやらせてチェックしながら指導する。徐々に権限を移譲。
- ⑤ 完全に引き継いだ後も様子を見ること
承継を終えた後も代表権のある会長等になり、一定期間様子を見るようにします。

III. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(中小企業経営承継円滑化法)の施行

1. 後継者に自社株式等を集中させるために相続関係者の「民法の遺留分に関する特例」
2. 経営の円滑な承継のため資金融資。
3. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度。
(課税価額の80%に対応する部分の相続税猶予)